



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年10月29日火曜日 第51号

◇ 目 次 ◇

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	(森林整備課) ...	665
保安林の指定施業要件の変更に係る掲示.....	(") ...	665
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	666
住宅確保要配慮者居住支援法人の指定.....	(建築住宅課) ...	666
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	666
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	666
道路の供用開始(県道柳沢新谷停車場線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	667
道路の供用開始(一般国道197号).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	667
道路の区域変更(県道野村柳谷線).....	(") ...	667
道路の供用開始(").....	(") ...	667

告 示

○愛媛県告示第654号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東温市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、東温市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第655号

保安林の指定施業要件の変更(令和元年9月愛媛県告示第495号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を今治市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所

在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
今治市(次の図に示す部分に限る)	大字朝倉南 青野亀吉	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉北甲474 青野好一	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉南乙1-2 青野駒吉	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉南乙420 青野仲次	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉北甲483-2 芥川サカエ	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上之村甲29-2 浅地生産森林組合	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上甲789-1 阿部久右衛門	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉北甲1 阿部舜三	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉北 阿部平左衛門	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	今治市中寺608-4 今治市玉川町及朝倉村共有山組合	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	今治市南高下町三丁目1-1 岡本賢治	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上之村甲107 越智幸助	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上甲92-1 越智重喜	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上之村甲53 越智甚蔵	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上甲92-1 越智益太浪	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上乙749-33 越智道信	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上甲1154-2 越智明月	森林所有者

今治市（次の図に示す部分に限る）	越智郡朝倉村大字朝倉上甲1744 越 智 弥太郎	森林所有者
今治市（次の図に示す部分に限る）	越智郡朝倉村大字朝倉上甲2139-3 田 窪 四 郎	森林所有者
今治市（次の図に示す部分に限る）	越智郡朝倉村大字朝倉上之村甲392-2 武 田 要	森林所有者
今治市（次の図に示す部分に限る）	越智郡朝倉村大字朝倉下甲193 南 條 悦 一	森林所有者
今治市（次の図に示す部分に限る）	越智郡朝倉村大字朝倉下甲128 南 條 進	森林所有者
今治市（次の図に示す部分に限る）	越智郡朝倉村大字朝倉下甲130 南 條 武 弘	森林所有者
今治市（次の図に示す部分に限る）	大阪府枚方市池之宮二丁目18-20 橋 本 晴 夫	森林所有者
今治市（次の図に示す部分に限る）	今治市今治村甲348-11 松 浦 ちえ子	森林所有者
今治市（次の図に示す部分に限る）	越智郡大西町大字九王甲1454-1 松 本 孝	森林所有者
今治市（次の図に示す部分に限る）	今治市今治村甲182 村 上 宏 嗣	森林所有者
今治市（次の図に示す部分に限る）	越智郡朝倉村大字朝倉上甲1695-2 山之内 忠 雄	森林所有者
今治市（次の図に示す部分に限る）	越智郡朝倉村大字朝倉上甲1774 山之内 宏 充	森林所有者
今治市（次の図に示す部分に限る）	越智郡朝倉村大字朝倉南乙88 山 本 三 平	森林所有者
今治市（次の図に示す部分に限る）	広島県三原市円一町五丁目3-17 304号 山 本 紘 嗣	森林所有者
今治市（次の図に示す部分に限る）	越智郡朝倉村大字朝倉北甲438 渡 辺 忠 七	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

今治市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間の及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第656号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

○愛媛県告示第659号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年10月29日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

14条第1項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和元年11月1日から
令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 東温市全域

○愛媛県告示第657号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人を指定した。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所
株式会社あんしんサポート
福岡県福岡市城南区飯倉一丁目6番25号
特定非営利活動法人
えひめ住まいと暮らしのサポートセンター
愛媛県東温市見奈良1540-20
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
福岡県福岡市城南区飯倉一丁目6番25号
愛媛県東温市見奈良1540-20
- 3 指定年月日
令和元年10月18日

○愛媛県告示第658号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和元年10月29日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
令和元年10月18日
- 3 指定道路の位置
四国中央市中曾根町字野々首842番1の一部及び842番1地先水路
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 23.60メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建(開)第30号 令和元年10月21日	伊予郡砥部町高尾田636番、637番	松山市井門町373番地1 株式会社 上浮穴エム・シー

○愛媛県告示第660号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山乙254番4から 同市喜多山乙216番8まで	令和元年10月29日

○愛媛県告示第661号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	西予市野村町予子林862番3から 同町予子林821番1地先まで	令和元年10月29日

○愛媛県告示第662号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町惣川3712番2	旧	メートル 20.5~25.5	キロメートル 0.010	
			新	20.5~26.2	0.010	

○愛媛県告示第663号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町惣川3712番2	令和元年10月29日